

国土審議会計画部会 第4回持続可能な国土管理専門委員会

平成17年12月1日(金) 18:00~20:00

国土交通省11階共用会議室

開 会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画部会第4回持続可能な国土管理専門委員会を開催いたします。先生方には、お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、遠藤委員、根本委員、牧委員、亘理委員がご欠席でございます。

まず、お手元の資料を確認させていただきたいのですが、議事次第に続きまして、座席表の他、資料が1、2、3-1、3-2、4、参考資料が1と2とございます。資料の不備がございましたらお知らせください。

それでは、議事につきまして、小林委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

本日はこれまで個別のテーマの議論をしてまいりましたが、その最後のテーマでございます「持続可能な海洋・沿岸域の管理」の議論をしていただきます。その上で、これまでの全体の議論をまとめて事務局で論点の整理がされておりますので、その論点の整理の確認をいただければと思っております。

それでは最初に資料2について、ご説明いただきたいと思います。お願いたします。

○事務局 それでは、資料2と参考資料1をご覧くださいませ。資料2をご説明しながら、参考資料1に言及したいと思っております。

まず、資料2の第1ページでありますけれども、形成計画における海洋・沿岸域の位置づけを、1個1個は当たり前だろうと思うのも当然あるのですけれども、確認的に整理してみました。

まず(1)検討の基本的な考え方ですが、沿岸域というのは、陸域と海域の総体であるとか、あるいは我が国の主権の及ぶ領海や排他的経済水域、大陸棚の対象とするのだというふうな確認でございます。これは参考資料1の1ページに、これも一遍ごらんいただいたものですが、海洋沿岸域の範囲というものを参考1にお示しております。

それから（２）国際社会の動きですが、リオの地球サミットで採択されたアジェンダ 21での言及ですとか、あるいは2002年のヨハネスブルグサミットでの計画ですとか、そこでの考え方が踏襲されている。

PEMSEA やNOWPAP という1994年に始まって、東アジアにおいて、海洋政策関係者が集結する重要な地域協力体制が今進んでいるということでございます。これは参考資料の2ページに東アジア海域環境管理パートナーシップ、PEMSEA、北西太平洋地域海行動計画がございます。

1996年に国連海洋法条約を批准して以来10年たっておりますけれども、その間に中国、韓国などの世界の各国では、総合的な海洋政策や海洋基本法の策定等などが積極的に動いております。

国連海洋法条約に基づきまして、各国が大陸棚の限界確定に関する調査結果を国連に2009年までに提出することになっているという締め切りがあります。

（３）国民生活における海洋・沿岸域の位置づけですが、輸出入物資の99%以上等々、非常に海に依存していることですとか、あるいは沿岸域において総人口の約5割、工業製品出荷額の全国の約5割等々大きな比重を占めている。

2ページにまいりまして、海がいろんな陸域での人間の活動の負荷の終着点になっている。

（４）そういうふうなことを踏まえまして、国土形成計画におきまして、もちろん形成計画の法律にも明記されておりますけれども、地球環境の意識ですとか、いろんな観点からしっかりと海洋沿岸域も貴重な国土空間として認識し利用していく必要があるということでございます。

2. 海洋・沿岸域の課題につきまして、（１）が主として沿岸域における課題、後の方で（２）が、海洋における課題であります。それぞれの（１）、（２）を環境、利用、保全という切り口から整理しております。

まず、沿岸域におきます環境の問題ですが、水質や底質の改善がいろいろ進んできたということでありましてけれども、まだまだ海底ごみが存在する。これは参考資料の3ページに水質などの状況が、海域の環境基準の達成率等々のデータをお示ししております。あるいは赤潮、青潮の発生状況などをご紹介します。

資料2に戻りまして、2ページの環境の下水道の汚水処理施設の整備状況などにつきまして、まだまだ高度処理の整備が十分進んでいないと。

浅海域において藻場や干潟が大幅に減少している他、自然海岸も減少している。これは参考資料 4 ページに、海岸線付近の状況変化ということで、自然海岸が失われているとか、藻場、干潟が昭和 20 年と平成 4 年との比較などのデータをここにご紹介しております。

資料 2 に戻りまして、海岸侵食や砂浜の消失が進んでおり、年間約 160ha ずつ進んでおり、これを海岸線の総延長で割りますと、毎年 60 cm ずつ削られている計算になります。これは参考資料 5 ページに、海岸侵食の状況ということで、侵食速度が昭和 53 年以降、年間 160ha にのぼっている。昔はそれほどでもなかったのですが、最近非常にペースが早まっているということです。昔に比べて海岸線が引っ込んでいたという写真があります。

漂流・漂着ごみの処理が沿岸の自治体の大きな負担になっているということがございます。

森と海は大きな関連性があるというふうなことも言われてきております。

それから、利用の面ではありますが、参考資料の 6 ページを見ていただきたいのですが、参考資料の 6 ページの地図みたいなものには、法律・制度・法規に基づいていろいろなスキームの区域なり、エリアが設定されておいて、いろんな利用が輻輳しているといった状況がございます。3 ページにまいりまして、海岸において低未利用地が発生している。

あるいはプレジャーボート、座礁船等の放置などの問題も生じているということで、これは参考資料 6 ページに放置艇の状況、多少改善しているようではございますけれども、まだまだ問題が続いているということです。

資料 2 の 3 ページですが、防災・安全の面で、高潮・高波、津波災害、ゼロメートル地帯での自然災害リスクの大きいエリアに多くの人口が集積している。

あるいは海面上昇、海岸保全施設の老朽化などにより、沿岸域の高潮・津波に対する安全性の低下が懸念されている。

船舶の安全かつ航路の整備など適正に管理することが必要である。

それから、沿岸域においては、特にいろいろな問題が相互に影響しているという状況をとらまえておく必要があるということです。これはいわゆる役所の縦割ということもさることながら、それとともに利用目的、環境・利用・防災とかいろんな要素が複雑にからまって、あるものはトレード・オフであったり、あるものは競合しているという状況があります。例えば堤防と海岸のアクセスの問題、河川の上流の土砂のせき止めと海岸の環境の状況、あるいは沿岸域の問題が実は陸域の土砂循環ですとか、下水道ですとか、そういった陸域の問題とも関係しているということがございます。

それから、非常に多くの利害関係者や価値観が存在していて、合意形成に非常に大きな労力が必要であるということでもあります。思いつくままにここに例を掲げておりますけれども、いろんな立場でいろんな方がいろんなことをおっしゃるということでもあります。このあたりは、参考資料の13ページを開いていただきたいのですが、非常に例示的でありませうけれども、レジャーと漁業、航路と漁業ですとか、いろんな問題の個別具体的な例を紹介しております。

4ページにまいりまして、次に海洋における課題の認識なのですが、環境につきましても、例のナホトカ号事件のように油流出事故が発生しているとか、地球温暖化によって、今後100年間で多い場合には海面が88cmも上昇してしまうといった問題がある。

このあたりは参考資料7ページ、8ページに戻っていただきたいのですが、7ページにはごみや油の漂着の問題をご紹介します。8ページにおいては、地球温暖化に伴います海面の上昇、海面が仮に1m上昇すれば、砂浜が約9割消失するといった研究の成果もあるとのことでございます。

資料2に戻っていただきまして、利用の側面でありますけれども、水産資源の状況、これは参考資料の9ページをご覧ください。非常に豊かな漁場である反面、近年良い水産資源は減少してきているということだそうです。海洋ではいろんなクリーンなエネルギーがあるけれども、ほとんどが未開発であるとか、あるいは鉱物資源、エネルギー資源の賦存が豊かであると。

それから、防災・安全の観点ですが、我が国で気象条件が厳しくて、操業中の漁船や航行中の船舶の海難事故が発生しているということで、これは参考資料の11ページご覧いただければ、これは我が国近海の海難船舶の救助状況の推移などがございます。それから、不審船や密輸・密入国等々いろんな保安対策が必要であると。これは既にいろいろやられているわけですが、さらに引き続きやっていく必要があるということでございますのと、海賊対策というのをここで言葉で入れておりますけれども、これは事実誤認でございまして、近海で海賊が発生しているという事案はないところであります。

3. でそういった認識のもとに何をやっていくべきなのかということでございます。持続可能な海洋・沿岸域の管理に向けてということで、まず海岸と沿岸域についてどうだということですが、個別課題への取り組みの観点で、いろんな課題につきましても、個別に努力、これは要するにある一つの事案なり、一つの課題について、直接の関係者が集まって、場合によっては港湾管理者がリーダーシップをとって解決に当たるとか、個別

の取り組みはできることはもちろん一生懸命やっけてきているということですが、そういったものをさらに促進することも含めまして、5ページにありますように、土地利用を通じた減災ということで解決の選択肢を広げることも必要なのではないかとか、あるいは個別の問題だけではなくて、汚濁負荷量の削減、藻場・干潟の保全・再生等々などを組み合わせてやっけていく必要があるのではないかとか、あるいはいろんな意味で沿岸域の管理の担い手である漁業者が、高齢化によって活動が低下していることですので、その対策をどうするか。それから、教育、人材の観点が必要である。また、情報の整備も必要であります。例えば、③の漁業者の高齢化等々に関係につきまして、参考資料の16ページをご覧くださいますと、上の方で、漁業者等によるいろんな活動がなされているという事実があります。

15ページに戻っていただきますと、人材育成や教育の事例を掲げております。このような取り組みを引き続き行っていく必要があるということでもあります。

しかしながら、沿岸域の管理の難しさということを改めて認識する必要があるわけでありまして、個別にはいろいろ進めているし、努力をしているけれども、なかなか抜本的な解決に至っていないというふうな、その要因として、あえて整理しますと、合意形成がそもそも難しいのだということ。管理者が不明確である。例えば海砂の採取によりまして、海底地形の形質が変更してしまった場合に管理者が必ずしも明確ではないとかというふうな問題があります。

それから、費用負担の問題ですが、負担と受益の関係が不明確であったり、あるいは相当な期間、効果が現れるのに時間がかかるということですので、なかなか直接の負担と効果の発現期間がうまくリンクしない。

海外を含めた広域的な連携の必要性ということで、ごみは問題に直面している市町村の区域をこえまして、今、6ページですけれども、川の上流ですとか、他の海岸沿いの周辺の市町村とか、さらには遠く海外からも流れてくるということで、国際的な枠組みも含めて検討する必要があるということでございます。

そういうことを踏まえまして、沿岸域圏の総合的な管理のあり方ということをごとこでお問いかけていただいております。こういうような課題を解決するために、沿岸域を自然のシステムとして適切にとらえて、沿岸域圏の総合的な管理計画を策定してやっけてきたわけです。

その場合に調整を行う仕組みづくりですとか、ビジョンの共有化、責任者の明確化といったことをきちんとビルトインしていく必要がある。

もう一つが、幅広い各種利害関係者からなる沿岸域圏総合管理協議会などを設立して、沿岸域圏総合管理計画の策定及び推進を図ることが理想であるわけでありまして、旧国土庁時代から政府においていろんな取り組みをやってまいりました。平成12年には関係17省庁が集まりまして、「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」を策定しております。これは参考資料2としてパンフレットもつけておりますけれども、このような指針を策定して、関係自治体で活用してほしいということで枠組みを提案してきたわけですが、これに基づきましてケーススタディなども起こっているいろいろな促進してきたわけですが、決して全国的にがっつと進んでいる状況ではないというのも事実であります。そのような現実を打開するために、例えば何か制度的な枠組み、特に合意形成を何らかの形で促進する。つまり、関係者にテーブルについてもらうというための制度を創設することが有効であるか。制度をつくれれば進むのかどうか。

どうも総合的な管理という一見、美しい理念にとらわれすぎたのかもしれないということで、すべての問題を網羅的にカバーするだけではなくて、地域にとって重要な課題を核にして、例えば水循環、物質循環、土砂循環、一つの問題を取っかかりにした突破口を開いたらどうだろうかとか、あるいはAの課題とBの課題、それぞれの課題については関係者が集まって進めているけれども、AとBの課題をつなぐ横のつながりがどうもないという状況もありますので、横のつながりをとって見たらどうか。要するに指針の運用の考え方をもう少し柔軟にしたらどうかといったことがあります。

あるいは日本全国、あまねく理念を唱えるのではなくて、重要な地区に絞って取り組んでいくということも必要なのではないかというふうなことがございます。

それから、海洋の関係について、これも今回初めて形成計画法で準国土、国土として海洋を認識して形成計画でもきちんと打ち出していくということになっておりまして、そこにどんな柱で物事を整理していくべきかということでございます。

まず、一つは国際社会との関係の確立ということで離島の問題。これが資源管理の面でも非常に重要でありますので、その振興・活用を積極的に図っていく必要があるということが重要なのではないかと。

我が国はいろんな意味で海を通してつながっておりますので、各国と協調しながら海洋の安全や環境に関する国際協力を促進する。あるいは沿岸国として求められる義務を果たしていくことが必要ですので、そのための必要な制度の検討、国際的な協力体制への貢献が必要である。

資源の管理という切り口で非常に有望のように期待されておりますけれども、なかなか実態がわからないということもありますので、まずはきちんと大陸棚調査を推進する他、水産資源の回復や持続的利用を図っていくためのいろんな措置を講ずる必要があるということがございます。

今、ちょっと申し上げましたように、調査・研究、まず実態をきちんと把握すること自体がまず一つの政策ではないかということから、データの収集・管理・提供等々。

それから、いろんな意味で人類全体の未知のフロンティアでありますので、そのための研究を推進していくということ。例えば海洋でありますと、海が二酸化炭素を吸い込むというふうに言われておりますが、そのメカニズムをより解明して役立てていくとかといったことが考えられるのではないかとということでございます。

以上、沿岸域と海洋の問題について、現状認識を整理して、その上で今後の方策についてのお問い合わせをしたところでございます。

特に、この紙には、文章になるとこうなるのですけれども、沿岸域については、国土庁時代から、20年超える期間ずっとやってきたわけでありまして、理念は非常に良いのですけれども、なかなか進まないということがありまして、あえてお叱りを受けるかもしれませんが、挑発的なお問い合わせをすれば、本当に問題があるのかという側面と、多分問題はいつぱいあるのだろうということなんですけれども、やる気がないと言ってもおかしいですけれども、やり方がおかしいのかと。両面があると思っておりますけれども、そういうことも含めまして、何か打開策を考えてまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○委員長 最後の閉じ方は、なかなか悩ましい閉じ方で、どのように答えたら良いのか、ちょっと迷いますが、沿岸域の議論は、従来、伝統的にやられてきたということですが、海洋については、あまりこれまで議論されてこなかったテーマですし、実はこの委員会の中にも専門の方が必ずしもいらっしゃるわけではないという、そういう状況でございます。そういう意味で、今まで考えてきた議論とはかなり違ったスタンスで議論しなければならぬ要素がかなり含まれている部分でございますので、どこからでも結構ですので、自由にご発言、ご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

○委員 現状認識の本当に問題があるかどうかとか、これからどうしたら良いかということに関わってなのですが、沿岸域は環境上非常に敏感な場所ですよね、内陸とかに比べて。

水の環境浄化に直接関わる部分とかありますので、そういうところの現状認識として、ちょっと足りないかなと思ったのは、都市域からいろんな都市活動が撤退しているということと同じように、沿岸域空間もいろいろ荒れているという話です。例えばこれはもう皆さんよくご存じの重工業地帯が荒れたままになっているブラウンフィールドになっている話とか、あと瀬戸内海とかは干拓地をいっぱいつくったのですけれども、本当は土地利用計画をいろいろつくったのだけど、そのとおりになっていません。空いたままになっている土地とか、放ったままになっているレジャーボートとかがあるというお話に加え、正規できちんと係留されている場所、すなわちマリーナとか、ヨットの係留場における係留台数が実は地方では今すごく減っているんですね。そういう収入がちゃんと確保できるのかという問題が、自治体が管理しているところなどには結構起こってきていて、そういうところが今後荒れていく可能性があるという現状認識です。それが1点。

あと、ついでにもう一点、これはもう議論を終わられたのかもわからないのですが、参考資料1の14ページのところにミティゲーションの考え方というのがあって、ご説明は特にありませんでした。私が欠席した水と緑のネットワークのところでもちょっと議論されていたみたいなのですが、この書き方、そういう今後の計画ツールの一つになるかもわからないということで、ちょっと気になる書き方になっています。内容はここに書かれているとおりに思うのですが、ミティゲーションバンキングという切り口でまとめられると、要するに経済原理でどんどんやっていきましょうと、そういうふうにもどうしても読めてしまうんですね。

ちょっと古いのですが、1990年、最初のころに個人的にカリフォルニアで調査したときの感じでは、都市計画決定した後にカリフォルニア・コンサル・コンサンバーシーという専門のチェック組織があって、そこが環境管理的に問題ないかということでチェックします。そこで必要があれば、ミティゲーションしなさいという、そういう管理のシステムの中にちゃんと入っていた仕組みで、バンキングというのはむしろ後から出てきた流れではないかと私は個人的に思っています。そういう意味では、もっと環境管理をしていくマネジメントの中に一つの仕組みとして、きちんと経済原理だけではなくて、行政主体にプラスアルファのような環境管理主体に相当する所がチェックをかけるという意味で、これを使うということなのかなと思います。もともとのオリジナルな使われ方を見ると、という観点からのコメントです。

以上、2点でございます。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 ミティゲーションバンキング自体はアメリカでは増えつつある手法だと思いますけれども、その前にここで日本に取り入れるといったときは、基本的にはミティゲーションというのは、ノー・ネット・ロスという考え方が底流にありますので、環境のノー・ネット・ロスというのが日本で定着し得る概念であるかどうかという議論をするのが先だと思います。

具体的には、私もちょっとデータが古いですけど、90年ぐらいのデータだと、アメリカだとたしか1haの広さのものを環境修復するのに、もちろん物によりますけど、ざっと大づかみで言うと、たしか1,000万円というオーダーだったと思います。恐らく日本でいうと1億円というのが多分相場になるだろう。それはどういう意味かということ、特にカリフォルニアというお話が出ましたけど、ラグーンを修復するというようなこともあって、それはどういうことかということ、ラグーンは海とのつながりのインデントという出入口があって、そこに土砂が埋まってしまったから中に海水が入らなくなった、それで悪くなったから、入口だけ掘れば良いでしょうというのが、非常に乱暴に言えば、それが環境修復だから、あまりお金がかからないわけです。

日本で、今、人工干潟をつくるかという事業を見ていると、土砂をどこから持ってきて、それで今砂浜でないところ、泥浜でないところを泥浜につくりかえるということですから、これは当然お金がかかる話だし、戻りますけど、アメリカのように、インデントの入口だけを掘って環境修復ができるようなところは日本にほとんどありませんから、そういう意味では経済的に恐らくそう簡単にはペイしないので、ノー・ネット・ロスという考え方自体が日本で有効な考え方かどうかという議論をしなければいけない。

ただ、概念としてミティゲーションをする環境緩和をするとか、あるいはそれをやるのも、あまり小規模にやると効率的でないのでミティゲーションバンキングという考え方を使って、それで大規模にやって質を上げていくとか、そういうことは十分考え得るもので、有効に日本でも使い得るというふうには思います。そんなところがありまして、バンキングというのは、もう一つの意味は、これは事前の環境修復になるわけですね。事業をやる前にできるというような、そういう意味合いがありまして、そこで、できるだけ環境修復を失敗しないように、失敗すれば、それで環境修復したことにならないからバンキングにならないで、そういう意味では成功したものだけが有効に生きてくるという、そういう仕掛けでもありますから、そういうところの、この中で出てくる良いものを適用しながら、

日本型にミティゲーションを考えていかなければいけないという、そういう言い方になるのではないかと思います。

○委員長 そういう意味では、先ほど委員がおっしゃったような発言についてはどうお考えですか。

○委員 そうすることなので、このまま考え方が定着しつつあるというのは、アメリカでは事実だし、だけど、日本にそのまま適用できるものではないというのはそういうことではないかと思います。

○委員長 わかりました。ありがとうございました。最初におっしゃった、日本の沿岸域は様々な形で荒れているというお話は確かにそのとおりですよ。その点については事務局はどうですか。そこを含めて沿岸域というような議論を立てるということ自体はどうお考えでしょうか。例えば臨海部に工業地域があって、工場地が撤退して空き地になって、土地が荒れているという議論を沿岸域の議論でやるかどうかということも含めて、そういう認識はおありだったかどうか。

○事務局 単純な頭の整理としては、そこは都市的な土地利用の部分で議論していただく話だというふうに、第一義的な頭の整理としてはそういうふうに思っています。ただ、沿岸域という観点で、そこは大きな問題になってまいりますので、当然そういうところでも議論していただきたいと思っておりますし、それから、本資料2の3ページ、書いてあれば良いという問題ではありませんけれども、2ページから3ページにかけまして、「産業構造の変化や工場の海外移転等により沿岸部の公有水面の埋立地において低利用地が発生している」という認識でございまして、そういう意味では両方で議論していただきたいということでございます。

○委員長 他にいかがでしょうか。

○委員 3点申し上げたいのですが、1点目は、海洋とか沿岸域を国土で見た場合の一番大きな問題の一つは、国土の安全保障という考え方だと思うんですね。これは竹島の問題とか、中国との石油資源をめぐる問題ですとか、北朝鮮からのいろんな問題等々あると思うんですね。これ、私いつも言うと最後消えちゃうんですね。なぜかという、何となく国土計画で安全保障を議論するのはタブーみたいになっているんですね。ですから今度も言っても消えるのかもしれませんが、例えばここに出ている海賊対策、不審船・密輸・密入国、これは個々のケースですけれども、もう少しその大前提として、我が国の国土をどうやって守っていくのだという観点は本当は国土計画の中で、私は非常に根幹的

な問題だと思っていて、この辺を、もしかしたらこういう議論の場そのものの限界なのかもしれないけれども、あまりそれについて正しくは今まで回答いただいたこともないのですけれども、こういうことを繰り返し言っているとそのうち聞いてくれるかもしれないと思って今あえて申し上げるんです。これは私何度も申し上げている問題です。

2番目としては、地球温暖化対策の話の中で、地球温暖化の影響というような話が出ていますけれども、一部にはそろそろ温暖化時代の社会設計みたいなものをきちんと考えた方が良いのではないかと。アダプテーションサイエンスみたいなものの議論がされております。そういう意味で、この国土計画の議論の時間的なスケールと具体性の問題ということで、これもやや時期尚早という話になるのかもしれませんが、国土をそういう事態に対してどういうふうにしてハード的に、あるいは社会システムとして再構築していくのかということは非常に重要な課題ではないかと。

若干それと現象的にはずれますけれども、例えば津波の対策というのは非常に物理的な対策もありますけれども、そもそも沿岸域の居住地域の設計のあり方みたいなものは、特に今回のスマトラ沖の話で非常に具体的に問われています。その中で意外と伝統的な生活をしてきた人たちはうまくやっているのだけど、新しいホテルみたいなのはあまりそういうことを考えてなくて、その結果として非常に災害が大きくなっているというふうな問題もあったりして、沿岸域の住まい方の問題と併せて来るべき災害に対するどういった社会設計が可能なのかということあたりまで考えた方が良いのではないかと。何か単純に堤防を高くすれば良いのだというような話ではちょっと困る。それをどこまで議論するか別ですけれども、議論の頭出しぐらいはしておいても良いのかなと思うんですね。

それから、三つ目ですけれども、国境を越えた問題でごみの問題、これは本当にすごい、私も沿岸域にいて物すごいと思うことがしばしばあるわけですが、これの書きぶりを見ると、何となく非常に牧歌的な書き方で、例えば国内のみならず国際的な枠組みでの検討が必要だとか、国際的な協力体制の貢献が必要ではないか、こういうのだとほとんど何も言ったことになってないわけですね。ですから、これは国際的な、むしろいわば交渉の議論になる話だと思いますけれども、そういう中で国際機関の役割とか、国際的な外交の協議のあり方の問題とか、それから原因と結果を解明するための具体的ないろんなサーベイのあり方とか、ここのところは非常に大きな問題で、ますます中国からいろんな変なものがいっぱいやってきているという、そういうこともありますので、もう少し具体的に問題解決につながるような議論を深掘すべきではないかと思えます。

以上です。

○委員長 最初の問題は、今回、国土形成計画ということで、あえて海洋その他を特に言及したわけですね。従来のスタンスとは違いますよということを暗に言っているような気もするのですが、その点は事務局としてどうなんですか。

○事務局 計画事項の中に海洋を入れたというのは、21世紀、いろんな環境問題厳しくなる中で、海洋を国土全体の資源という形でもう一度よく見直してみなければいけないと。そういう観点から海洋についてもスポットライトをあてるということで計画事項に入れたというのが今回の法改正の趣旨であります。

それで、委員の方から、安全保障について議論するのはタブーになっているというお話ございましたけれども、少なくとも国土計画の歴史を振り返りますと、例えば戦前というのは決戦人口配置論なんていうのは国土計画の最たるものでありまして、決してそういうものを議論することに対してヘジタントではないと思っています。ただ、それが計画書の中に残るかどうかというところが、これは非常に政治的な問題と言いますか、政治的な判断が必要なので、特に戦後の場合にはその辺あまり積極的に議論しなかったのだと思いますけれども、ずっと全総の歴史をさかのぼりますと、例えば三全総というのは閣議決定をするときに、日本の領土を確定させたいという趣旨から、計画書の一番最後に日本地図を載せて閣議決定しています。その中には、例えば北方四島、竹島、尖閣列島、ここについてははっきり地図の上の載せて閣議決定したいと、これは私は下河辺さんから何度も聞かされましたけれども、これは国の非常に厳しい領土に対する意思なのだということがございました。

四全総は地図は載せていませんが、一応2ページにわたって海洋について、そのときは計画事項に入っておりませんでしたけれども、非常に平板な、その当時とられていた海洋についての政策をきちんと整理してまとめてあるという書き方を四全総、五全総は書いてきているということです。

今回につきましても、今回もペーパーをつくる過程の中で国境、離島の問題でありますとか、我が国の圏域の問題、そういうことについて記述すべきかどうかという議論はしたわけですが、これは省全体の判断とかという話がありまして、とりあえず文章からはそういう鋭いところはちょっと落として、今回ペーパーは作成しているところですが、議論の過程としては、ある程度十分に考えていかないといけないと思いますし、最終的にそういうものが計画の中に残るかどうか。これは正直言いまして、相当ハ

イレベルな政治的判断ではないかというふうに私どもは思っております。

○委員長 今のお話ですと、逆に言うと、このレベルの報告については若干踏み込んだ書き方をしても良いではないかというような感触でお聞きしてよろしいのですか。最後に残るかどうかわからないけれども。

○事務局 議論していただいて全く構わないと私は思います。

○委員 今日のリポートでは、陸に原因がある沿岸の問題にも言及はされていたと思うんですけども、解決は沿岸域の問題も沿岸域、海でという色彩が強いご報告だったような気がするのですね。でも、人間活動の強度というのが陸と海では比べ物にならないぐらい、陸に人間活動の主な場があると思いますので、海の問題、特に沿岸の問題は陸で解決する必要があることが少なくないように思うんですね。

それで、「土地利用を通じた減災」という言葉も出てきましたが、土地利用を通じて沿岸とか海の問題を解決しようとするのだったら、特に川の周りの土地利用をどうするかということが一番大きなポイントになるのではないかと思います。空き地を川の周りに集めてもう一度自然再生ということで氾濫原を川の周りに確保すれば、治水のために水の流れを強くコントロールしたりすることをそれほどしなくて済むようになって、今問題になっている土砂動態が不健全化して海岸がやせていくという問題が解決できますし、それから富栄養化の問題も川の周りに氾濫原のウェットランド、河畔林とか、そういう場があれば、そこで栄養塩がトラップされて、海の方まで行ってしまう可能性がそれほどなくなりますので、富栄養化を通じた不健全化、漁業の影響などについてはとても良い対策になるのではないかと思いますし、また、そこで川の周り、人口がある程度高いところでも、水と緑のネットワークをつくるという観点からは、川の一部に自然を取り戻すことはとても意義が大きいことのように思うんですね。海の問題なんだけれども、陸の土地利用でという観点も重要ではないかと思いましたので、発言させていただきました。

○委員長 私は今お話聞いていて、沿岸域というのは海だけの沿岸域なんですか。

○事務局 当然陸域と水域を一体としてとらえることが沿岸域です、もちろん。

○委員長 そうではなくて川の沿岸域というのは考えられないのですか。

○事務局 川の岸沿いということですか。

○委員長 ええ。そういう議論は今までやってないですよ。

○事務局 やってないと思いますね。

○委員長 海の沿岸域の議論はやっているけど、川の沿岸域はどうするのだという議論は

ないような気がして、もし沿岸域をやるのだったら、先ほどのお話ですと、川の沿岸域をやらないで海の沿岸域の議論ができるのかという発言がありましたけれども、その辺は、関係者でご発言ありますか。

○委員 ちょっとそれも関連させてお話しをしたいのですが、2 ページの一番上に、「海が人間の活動による様々な負荷の終着点になってしまっている」と書いてあるのですが、これに書かれているとえばいるんだけど、実は沿岸域というのは流域とのつながりが極めて強いということを明確に書かないとここの筋は通らないと思います。しかも、ちょっと例で言いますと、カリフォルニアとかアメリカでは領海を海の方のバウンダリーと言いますが、沿岸域の陸の方のバウンダリーは流域にとるという考え方がある。ですから、私の感覚からすると沿岸域というと川も入っている。流域全部ですから。

実はそこでこのレポートも多少は定義に関連するようなどころを書かないといけないと、私もそう思います。沿岸域というのは互いに相互に影響し合う陸域と海域ということなんですけど、それをもうちょっとそういう意味では補う必要があって、少なくとも流域と密接に関わり合っているというふうに定義するか、あるいは流域も含むというふうに言うか、どちらかで明確化する必要があって、そういうことなので、流域のことも考えないと全体はうまくいきませんということは一つ必要だと思います。

もう一つは、沿岸域ということを取り立てて議論すべきなのは、陸域と海域の遷移領域でもあるし、淡水と海水の遷移領域でもあるしというので、環境が物すごく、環境の経路が大きいわけです。だからこそ災害も起こるし、生態系も逆に言うと大事な生態系ができるしという意味があるので、そのところ遷移領域というような考え方をまず前段で言うべきではないかと思います。

その上で、後の方は実はそうなので、とても今の行政の体質であるとか、社会からするとステークホルダーズというのが物すごく多様であって、これはなかなか解決できない。解決できないという前に、そういう遷移領域とか流域とかというのがあるのでステークホルダーが物すごくあって、したがって、多様な主体が協議会的というのか、横のつながりというのか、トップダウンで解決するような手法では解決ができない問題だと私は思います。横のつながりを持ちながら連携をして、問題の解決を図らなければいけないところであることを明確化して、したがって、これは容易には解決しないというのははっきり認めるべきだと思います。

その上で、私は事務局の案に賛成なのは、したがって、できるところからやってみよう

ではないかという意味で、水循環、物質循環、土砂循環というようなところに着目してや  
っていくということは一つきっかけをつくるという意味でとても意味のあることになるだ  
ろう。

逆に言うと、沿岸域の総合管理というのが、言葉はあるんですけど、英語でも ICGM  
という言葉ありますけど、なかなかそういうふうで大上段に振りかぶると、議論している  
人たちが抽象的でそれについていけないとか、それからもっとすごいのは、そんなも  
のが要るのかというふうに言われたりするのです、具体的なところから解決していくとい  
うのが、今までうまくいかなかったということの反省に立つと、そういうふうに見点を  
変えてみるべきではないかと思えます。

○委員長 わかりました。ありがとうございます。

○委員 私、今の話の中間的なところだと思うんですね。すなわち沿岸域というのは、確  
かに今、委員がおっしゃったように、川からつながってきているところと、海洋と面して  
いるという問題と両方兼ね備えているわけですね。一番最初に言われた流域の集積点であ  
るといのは、河川もその中間点として確かに流域からいろんなものが、水が集まってく  
るし、土砂が集まってくるし、物質が集まってくるという意味で、一つの終着点であつて、  
その後、川がそれを輸送して海まで運んでいる海の問題もそれに起因した問題とともに、  
沿岸の問題もそれに起因した問題とともに海洋というものに面した大きな問題もある。

言われた中で、流域と非常に接している部分と、もう一つは、海岸・沿岸と言ったとき  
に、塩水と淡水の接点領域だというのはほんのわずかで、大抵の沿岸域というのは海洋に  
面しているところに大きな課題を持っているところだというふうな違う性質を持っている。  
川は流れているという大きな、上から下へ物を運んでいるという大きな特徴を持っている  
ので、少し考え方は変えないといけない。けれども、共通点は非常にあるというふうには  
思います。

ここで海洋と沿岸をくっつけて考えるということの大事さと、別々に考えなければいけ  
ない問題。それは今話にあった流域と河川と海というつながりをしっかり保全していくこ  
との重要さと言いますか、保全という面もあるし、活用という面もあるだろうと思うので  
すけれども、そういう軸が別途必要だというふうな気がします。

そのときに、やはり自然がもともと持っているエリア分類するのか、それとも人間の活  
動の仕方によって分類するのか。先ほど言われた林地であるとか、沿岸域も都市域の方で  
考えるとおっしゃったのだけれども、沿岸域は決して都市域だけでなく、先ほど言われ

た倉庫に使われているところであるとか、あるいは漁港、防砂林などで覆われている農地関連のところも多分あるでしょうし、様々な人間活動との関わりの問題で片づけられると言ったらおかしいけれども、片づけるべき問題と、それから、自然立地という視点で片づけるべき問題があると。

これが今混在しているのは、前回、私ちょっと言ったと思うんですけども、昔は風土という中にそれに応じて人間の活動の場を立地していったのが、それぞれの機能はどこでも持てるようになったから、ある程度勝手に配置するようになったというところが、今、国土計画立てるときに自然立地の話の課題と人間主体の機能を立地させたものの議論をするのをまぜこぜになったというふうなところがこの切り口の難しさにあって、その切り口を、もし今みたいにやっていかれるなら、流域とか流域河川沿岸軸というようなものを少しどこかで強調されるのも一つの接点の場になるのかもしれないなという気がしました。

第2の点で言われたステークホルダー云々解決しにくいという問題も、まさに河川が流域を相手に背負っている問題で、そこも共通点だということをお話しました。

○委員 ちょっと補足的なことと思ひまして、時間がなかったらよかったです、この文章を見て、海洋が国境であるということが一言もなく、あえてそういう言葉を使わないのかなとも思ったのですが、先ほどの説明を聞いて、やはり海洋の適切な管理というのは日本の国境管理そのものであって、という観点が私はあっても良いのではないかと思います。ただ、それは必ずしも厳しい軍事ラインを引けというような話ではなくて、むしろ河川に置き換えてみますと、日本には国際河川はないわけですが、海外の国際河川の例を見ますと、非常に資源を共有、いろいろな便益、利害を意図しないままに共有し、それは緊張も生んでいるわけですが、どちらかという話し合いを通じて協調に向かっている方が多いという、これは研究成果がございます。

ということを見ると、資源をめぐる問題などに関して、それをできるだけ事を荒立てないようにするわけではなくて、より積極的に、ここに書いてありますけれども、資源を有効利用しようということが国の安全保障につながると。それは軍事的行動ではなくて、資源の共有をどうやって協調していくかということは隣国との安定に非常につながるといような位置づけがあると非常に良いのではないかと思いますものですから、つけ加えさせていただきました。

農村とか森林とか海洋に関して思いますのは、所轄されている官庁の方は常日ごろそのことばかり考えていると思いますけれども、国民の関心がないと、ついそれに対する支援

と言いますか、いろいろな活動もなくなると思いますので、そういう意味ではフロントに  
どういったことがあったかというのは、常にいろんな人に海洋、沿岸域もそうだと思います  
が、関心を持ってもらえるという意味では少しアキュートな面があっても、私はそれは結  
果としては、この保全、有効利用につながるのではないかと思いましたが、コメントさ  
せていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 2ページのところに、沿岸域の環境のところ、例えば自然海岸が減少したとか、  
あるいは藻場の問題とか書いてあるのですけれども、この原因というのは、基本的には海  
岸事業で実際人間がいろんなものをつくっていく過程で減少していったわけですね。その  
辺の原因みたいなものを結構しっかり書いておいた方が良いのではないかと。これは今度は  
くつつきましたから、国交省の中で結構動いていった話でございます。

実は、私自身は今住んでいるところは海岸でございまして、波の音が聞こえて、チリ津  
波に自分自身が遭った経験がございまして、もう一つ、堤防が台風で流れた経験があつて、  
そのときに出かけて土嚢を積んだ記憶があります、ある程度大きくなって。そう言いなが  
らも、公共工事の県の再評価をずっと担当していたことがあつて、偶然別の海岸事業、向  
こう側のビルにある、農業海岸だとか、漁業などの海岸事業で何回かあったのですけれど  
も、見事なレジャー施設のような海岸をつくる環境管理みたいな形でやっていく事業があ  
つて、本当に安全管理の堤防で海岸が、ある意味ではコンクリートで固めていく。

その三つを眺めていくと、もう少しその辺を、原因をはっきり書いておいて、やらなく  
て良い分を、安全管理に関しては、そういう経験をした者としては、どんなこと言われて  
もやってもらわなければ困るわけですね。津波に流されてはやっぱり困りますし、堤防が  
崩れていっても、困るなという気がするんですよ。かといって、みんなはリクレーション  
だからといって、そこまで国が面倒見て、自然海岸の中にリクレーションができるような  
部分まで随分の金額かけてつくっていくというのも事業として成立するんですね、今の世  
の中は。それで自然海岸がなくなっているところもありますので、その辺の整理をしなけ  
ればいけないと思うんです、はっきりと。

であれば、原因は原因としてしっかり書き込んでいくということをしておかないとだめ  
なんだろうというふうな気がします。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私もまず沿岸域という考えというか、その話をされていたときに、流域という陸域

とつながりの観点というのが非常に重要なのではないかなと思ったのがまず一つです。例えば、今、河川の方の京浜工事事務所などでは相模川の土砂対策のそういう委員会などをつくっているのですけれども、それは一つは、海岸域の土砂というか、砂がなくなってしまうということ、それは今までの河川管理の中で、結局堰をつくったり、ダムをつくったりとかといったようなことから海に砂が流れなくなってしまうというのは、これは全国的にある話なのですが、具体的に陸域の河川という環境で見ても土砂が堆積することでいろんな問題が起こっている。それをただ単に河川管理の立場からだけではなくて、周辺の住民とか、漁業団体であるとか、あるいは河川を利用するという立場で、福祉の方たちなども含めてのそういう委員会が今もう動いているわけですね。そういう事例というのはあまりまだないかもしれませんが、同じ国交省の中でのそういう動きということで、そういう事例なども参考に、例えば具体例だとか、そういったもので示していくのも一つの手ではないかと思えます。

あと、参考資料の7ページにも出ているのですが、私たちの市民活動の方では、最近漂着ごみの問題というのいろんなところでも話題になっていますが、ここで資料をあげているJ E A N Iクリーンアップ全国事務局とか、特定非営利活動法人のパートナーシップオフィスというのは、実は私たちのみずとみどり研究会の共同事務所のメンバーであったり、同じ仲間であったりするのですけれども、このグループというのは、漂着ごみの関係で、今は日本全国でこういうクリーンアップの事業というのもやっているのですけれども、ここ近年では海洋ごみというのが国際的な問題があるということで、ことしは大きな国際会議なども開かれましたけれども、かなり市民レベルでもそういう交流も始まってきてはいます。ただ、この海洋ごみというのは、日本の沿岸で言うと、韓国、中国、ロシア、台湾とかもありますけれども、国際的な取り組みということがどうしても必要になって、各国の利害関係があるので、なかなかそこまでは、今度市民レベルではもちろん立ち入っていけないわけですね。そういう意識を私たちが国を越えて、そういう市民が持ち合うということは、私たちの立場からでもできることだと思いますし、そういう意味で、6ページの資料のところに書いてある、これは沿岸域の話かもしれませんが、合意形成を促進するための制度などを創設するというのは、これは今までも何度もお願いというか、言ってきたのですが、こういう市民レベルで、ボトムアップ的にいろんなことをやっていくにしても、行政とか体制の方のバックアップというのは何にしても必要なもので、そういう取り組みというのは非常に私は有効なのではないかと思えます。

そういった意味で、今の相模川の土砂流出の委員会などの話は、その下の「課題相互の横のつながり」ということで、決して沿岸とか、例えば土砂とかごみとかというだけではなくて、河川管理だとか、環境教育の話だとか、それから自然環境保全の話だとかというふうにすべてがつながっていく話だと思いますので、そういったことなどの取り組みをできるところから始めていくというのが、とても重要なのではないかと思います。

それから、今、お話がありましたが、例えば土砂がなぜなくなっていくのかというのも、私なんか水質の調査とか植物の調査とかしていると、いつの間か、砂浜があったところが砂浜がなくなっている。ふと見ると、すぐ沿岸の脇のところ、この港は使うのかなと思うような国際港が工事されて、これは見直しはなかったのだろうかと思うような、そういう工事が依然としてまだ続いているといったようなところもありますので、改めてそういうところももう一回見直していただけたら良いのではないかと思います。

すいません、長くなりました。

○委員 ただいま言われたことと私も関連をしますが、海洋沿岸、この考え方なんです、確かに都市利用という形で資源的に利用するという形ならば、そういう考え方も良いと思うんですが、特に沿岸を考えた場合は、これはそこだけを考えてしまうと大きな失敗があるのではないかという気がいたすんですね。さっきから河川の流域とかいろんなことが出ましたけれども、私はもっともっと広い範囲で考えないと、流域の海岸線についての考え方、特に環境面は大きな間違いを起こすのではないかという気がするんです。なぜならば、私は神奈川県ですから、近い例で見れば相模湾ですよ。要するに相模川水系、酒匂川水系、これが二大河川で、これはその上に上流に大きなダムができています。昭和22年につくった相模ダムは堆砂率が30%近くになっているんですね。上流部は砂がどんどん埋まって下流部へ流れてない。こんなのも大きな原因だろうし、いろんな形、例えば都市河川では境川、帷子川、江ノ島に入っていますよね。あそこは今度逆に水は使っていませんから、ヘドロというのですか、あの感じで、水深10m下の土質をとってみますと、とっても貝や魚が住めるような状態ではなくなっている。

そういうことを見たときには、もっと広い範囲で物事を、例えば山から海まで流れる川を、今言ったような沿岸のこういうものも考えながら、ひとつ提案をしていかないと、今日は一部の沿岸という形の中で考えれば、それでも良いのかもしれませんが、理論的にまとめるときは、少なくとも山から海までの利用を総合的な考え方でいけるような形でまとめてほしいと思います。

以上です。

○委員長 そのときに、先ほどのご意見ですと、総合的というと、あまりにも関係主体が多過ぎて、議論が輻輳化してしまう。例えば、ここに書いてある土砂循環のような一つのテーマを取り上げると、それだけでもお話のようにダムから沿岸域まですべて関係するテーマですから、例えば土砂循環の議論をしていくと、結果的に委員のような議論になっていくと。そういうところからまず始めるべきではないかというご意見をかなりいただいているのですが、そういうご意見として受け取ってもよろしいですね。

○委員 いいです。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 やるべきことから手をつけることは、私も大賛成ですけれど、これだけ災害の問題、国境の問題とか重要な問題が絡んでいるというのが沿岸域、特に海岸域の問題だと思いますので、もう少し、今の現在の流れには逆行するのかもしれないけれども、資金的な面等も、あるいは方向性の問題についても、国の関与をもう少しするのだということをきちんと言っても良いのではないかと。2ページのところに埋立地等のところが、産業構造の変化によって未利用地が増えているということは事実ですが、以前もこの席で申し上げたかもしれませんが、なかなか土壌汚染の問題等については、売却する側が自分の責任で解決するということになっていますが、それは本来、売却する側の工場が自ら引き起こした土壌汚染なのか、あるいは埋め立てのときからあったのか、それともそれ以前からもともとあったのかというのが全くわかりせんので、結局それを非常に別の用途に転換しようということでも、経済的には全くできないという問題もございますので、もう少しこのところは、国が大きな観点から計画を立てて資金的にも乗り出すというふうにはっきり書いたらどうかというふうに感じました。

以上です。

○委員長 他に、このテーマについて、もう一つ、テーマがございますので、ほぼ半分以上使っていますので、ご発言もしなければ、次のテーマに移らせていただきたいのですが、事務局から、特に今のテーマの中で、この点、ご意見もう少しいただきたかったのだけども、ないなというところありますか。大体よろしいですか。

○事務局 ご意見はいろいろたくさんお伺いしたいのですが、ちょっと補足の参考としまして、例えば参考資料14ページで、左上のところ、農林水産省と国土交通省が共同で、「新・渚の創生」というような漫画がありますけれども、こんなようなことをいろいろ

る推進中であるというふうなご紹介であります。

大体、以上でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。いろいろな意見をいただきまして、意見をいただきながら、ある一つの筋は皆さんのご発言の中で出てきたように思いますので、それを改めて事務局でまとめていただくという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員 よくわからないのですが、実際に自治体でいろいろやっていると、例えば、砂を投入して海浜を整理する。そのときは確かに良いんですけど、台風が来たら全部吹っ飛んでしまって、周りの人は大迷惑する。そして消えてしまうとか、また、漁港を守るためにテトラポットを埋める。あるいは浅海漁場をつくるためにテトラポット埋める。そうすると海水温が変わってきて、ミカンがだめになってしまったとか、冬ちょっと下がると凍結してしまうんですね。そのくらいの海水温が変わってくるとか、あるいは、また、流れが速くなって、反対側は削られてしまうとか、いろんなことがあるんですね。

何でも人間の力でできるし、我々何でもできる。防災でも何でも、今回の修正でも何でもできるというふうに前提でいろいろ話合わせられますけれども、もうちょっと敬虔になって、それで逃げるというか、災害と仲良くすると言いますか、災害は起きるものだと、この災害を防ぐというのでなくて、災害からいかに逃げるかということで、どうしたら手をくたさないようにするかというような、そういう視点も必要なのではないかと思います。

○委員長 そのとおりだと思います。何でも人工的にハードに対応し得るという施策だけを事務局は考えているわけではなくて、おっしゃるように、様々なソフトな手法を含めて対策は考えられてくるものだろうと思っておりますので、お話をわかります。どうもありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番目のテーマはそのぐらいにさせていただきまして、もう一つ、テーマがございますので、そちらのテーマに移らせていただきたいと思います。お願いいたします。

○事務局 それでは、資料3-1をご覧いただきたいのですが、3-1と3-2があります。3-1を主にしたいと思います。3-2は、これまでの提出したペーパーに各委員、これは懇談会から始まりまして、今日が4回の専門委員会ですけれども、プラス第2回の国土審議会計画部会において、持続可能な国土管理についても、計画部会でも審議していただきましたので、そこでの各委員のご発言を、私たちのとらえ方で、どの部分に対するご意見かというのを織り込んだものでございます。そういう意味では、資料3-2は、そ

の意味では確認のためのペーパーとご理解いただければと思います。こういう趣旨で発言したのではないとか、違うことだったのだということがもしありましたら、また、後でご指摘いただければと思います。

そういうものから、各委員の発言内容のみを抽出しまして、資料3-1を作成しまして、これをどのようなテーマについて発言していただいたのかということを取りまとめ、資料3-1を作成しております。これも論点の確認というふうになっておりますけれども、今後、このような論点の確認をしながら、当委員会としてどういった取りまとめをしていただくのかといった一つの一里塚と考えていただければと思います。

これも言わずもがなかかもしれませんけれども、私ども提出のペーパーの中でいろんな論点、課題すべてについて網羅的にご発言いただいたわけではないと認識しておりますので、その意味で、資料3-1で、すべての論点が覆いつくされているということでもないのかなというふうにも思っております。

ということを申し上げた上で、3-1について、おさらいということで簡単にご紹介したいと思います。

全体についての議論を抽出いたしました。これもご発言のそのときには各テーマについてのご発言だった部分もあるのですが、ご発言の内容から見まして、全体のご議論なのかなということでやりました。かなり乱暴に分類しておりますので、そこはご指摘なり、ご容赦いただければと思います。

まず第1に、国土計画の役割について何なのかということで、例えば、短期的なスパンの国土計画と長期的なビジョンとの折り合いの問題、私たちの理解では、計画の高い理念、ビジョン性の話と実効性のモチベーション問題についてどう考えるかといったお話があったと理解しております。

それから、いわば計画策定の基本的な姿勢というふうなレベルで、例えば現状、これ以上低下させないという主眼で紙をつくられているようだが、もっと改善するというふうなトーンで物を考えなければだめではないかというふうなお話もありました。

それから、持続可能な国土管理のあり方についていろんな観点からお話があったということですが、例えば管理の概念をどうとらえるかですとか、今、人口減少が、むしろ土地利用を実現するための好機であるということですか、高度利用に向けた開発に主眼を置いてきたが、これからは低度利用をどううまくマネジメントしていくか。これこそ利用よりもむしろ管理なのだといったお話があったと思っております。

2ページにまいりまして、目的と手段関係なのかもしれませんが、国土法と土地利用規制との関係をどう考えるのか。あるいは農地、森林、都市をばらばらに議論するのではなくて、循環とか自然共生、そういうものでつなぐべきではないかというお話があったと理解しております。

持続可能性の考え方については、自然共生と循環型という側面を二つを合わせていくのが持続可能性である。これは環境基本計画の中での基本的な考え方にもつながる話です。

それから、循環型社会の形成につきましてもお話があったと理解しておりまして、流域という観点が毎回ご指摘をいただいているところでありまして、健全な循環系のドライビングフォースは水循環であって、その仕組みを考えていくということ。今日もお話があったわけでありまして。

都市の廃棄物を循環のシステムに乗せることは多分できないのではないかといったご指摘もあったと理解しております。

データ整備について、特にGISを使ってデータを駆使して、国土管理のモニタリングのツールとして使っていくらどうだといったご指摘があったと理解しております。

3ページにまいりまして、国土の国民的経営の考え方についてのご指摘ですが、まさに公共性を担う新たな仕組みについてどう考えていくかといった観点からのご指摘ではなかったということがございます。言葉が「国民的」ということなので、何となく国が何かやるのかというイメージを与えたのかもしれませんが、むしろ「地域的経営」といって観点が重要であるとか、地域コミュニティの重要性、特にマーケットの中で動いているという観点が抜けていて、今後新しい公共性を担う組織が必要であるということや、国民的経営の見取り図なり、仕組みをどう考えているかという具体像を示していく必要があるということがあったと思います。

それから、実現性ですけれども、ここでは実現性というふうな見出しをつけておきながら、出てきたものを整理すると、環境税の話に特化しているのですけれども、こういった視点もあったのかなということがございます。

それから、各テーマ別、これは本当は立体的に総合的にまとめていくべきものでは当然あるのですけれども、審議の過程で個別にやらざるを得ませんので、個別のテーマごとの整理にせざるを得ませんのでしておりますが、林業について、森林の国民的経営と選択的管理の部分で、林業の情勢と課題についてということで国産材の状況。価格が下がっていると。価格が下がっているから欧州材と競争できるのだけれども、そうだからこそ跡地へ

の再造林が行われなくなって悪循環に陥っているといったご指摘などがあったと理解しています。

山に緑があるからといって健全であるとは限らないといったお話がございました。

それから、国民的経営についてのご指摘で、運動論だけで森林管理の話が語れるのかというふうなご指摘だったと思います。

経済性の観点で、外部経済を内部化していくなどの議論があったと考えております。国民的経営という理念を唱えて予定調和的にうまくいくということではないので、お金のことをちゃんと考えなければだめだというようなお話だったかと思います。

木材生産の件でも、天然林で木材生産がきちんと行われて、それがマーケットに供給される体制ということ維持すべきなのではないかというふうなお話だったと思います。

森林管理の考え方についてですけれども、森林が極めて多様であって、一律にゾーニングしてマル、バツをつけるということにならない。

「森林の機能」と「管理方法」とは次元が違う話であって、両方組み合わせた区分が必要であるといったお話だったと思います。

5ページにまいりまして、農用地の国民的経営と選択的管理ですけれども、農業の情勢と課題についてお問い合わせしまして、農業をどんどん推進するといった観点を出していくべきであるといったお話だったかと思います。しかしながら、厳しい綱渡りのようなものだねというふうなお話もありました。

農用地の国民的経営についてのお話を勝手に取りまとめますと、制度設計の観点、特に土地の価値を増進する方向での公的介入は受け入れられてしかるべきではないかということですか、いわゆる制度設計が必要であるといったお話だったと思います。農地の流動化でその促進の必要性。農業への参入の促進の必要性のご指摘がありました。

それから、地産地消の可能性についてのご指摘がありました。

農用地管理の考え方について、耕作放棄地の問題が大きな問題になっておりますが、それが本当に社会的に大きな問題なのかどうかというところをもっと明確にすべきであるといったご指摘があったと思います。

一方で、都市内、都市の中に農地をつくっていくといった考え方についてもご指摘があったのと、それから、将来の食料危機などを考えて、まずはいざというときはちゃんと農地として使えるような粗放的な管理が重要ではないかといったお話があったと考えております。もちろん自然との関係についてもご指摘がありました。

6ページにまいりまして、今後の都市的土地利用のあり方について、都市的土地利用と農的土地利用の関係で、都市と農村が併存ではなくて、都市と農村が手を携えて共存するという、自然との共生・循環の観点での都市的土地利用のあり方。

その他、空間のリサイクルというふうなご指摘がありました。

交通の問題を忘れていないかというふうなことがあります。それから、新しいライフスタイルの変化をきちんと頭に入れておく必要があるということでございます。

実現方策について、役割分担と整理しておりますけれども、都市と農村を総合的に考えるということで、自治体間の役割分担の話や利害調整という観点から官と民の役割分担というふうなお話がありました。

もちろん経済原理と土地利用の観点。

合意形成の仕組みですけれども、分権化されていろんな意味で、市民の自発的な活動が重視されている中で、適正な情報提供が大変大事であるというお話だったかと思います。

地域間競争・圏域論についてもご指摘があったかと思います。

7ページにまいりまして、水と緑のネットワークの形成を通じた自然の保全・再生ですが、水循環との関係についてのご指摘。

推進方策について、役割分担と整理しておりますが、国が方針を決めて取り組んでいくのだけれども、地域の自主性に任せて先進的な取組を他がまねするというのを重視すべきである。

市民サイドだけでネットワークを構築していくのが多大な労力がかかるため、枠組みづくりなど、行政側からのバックアップは大変大事であるといったお話だったかと思います。

方法論の知見が十分でないと、手探りの部分が多いので、合意形成やファシリテーター等々、いろんなノウハウの部分を開発していくべきであるというお話だったかと思います。

ミティゲーションについて今日もお話がありましたけれども、それを義務化するというご指摘がありました。

事業者へのインセンティブについても、今日も少しお話がありましたけれども、事業者の自然再生の努力のメリットが事業者に還元されるような仕組みをどうつくっていくかということ等々がございます。

土地利用の整合性についてということで、自然再生を図っているすぐ横で、工業専用地域として位置づけられた機能が併存しているようなのがいっぱいあるといったご指摘でした。

8 ページにまいりまして、減災に向けた国土利用の転換と防災意識の醸成でありますけれども、地震、水害を例示しておりますけれども、湧水についても目配りすべきではないかということですか、土砂崩れから海岸侵食に至る過程がすべて一連の流れ、今日のお話にもつながる話です。

防災について、地震、高潮、事象ごとに議論するのが我が国の伝統なのですけれども、それを重ね合わせて議論する必要がある。それはGISを用いて云々ということです。

災害に対する脆弱性の観点で、スプロールの問題、防災意識の問題、孤立集落の問題、モニタリングの体制の問題といった指摘があったと思います。

国土利用の方向性については、危険な地域からの撤退という選択についてのお話があったかと思います。

どこまで守るのかというシビルミニマムのお話もあったかと思います。

復興フェーズの論点につきまして、あらかじめ長期ビジョンを持っておいて、災害が発生した場合にそれを発動するというお話がありました。

国際的な視点ということで、ISDRの議論、東南アジアでの災害の面での共通の部分についての連携というふうなお話があったかと思います。

9 ページですけれども、自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成ということで、ランドスケープの考え方、エコロジーの部分とビジュアルな景観という両方の側面があるというお話と、住みやすさ、快適性、「アメニティ」というものからめるといってご指摘。みずからの地域に誇りを持つということとの関連ですか、都市の景観についての重要性。あるいは例えば里山を例にして、色の調和は非常に重要であるというお話がございました。これは計画部会でお話がありました。

ランドスケープの意義なのですが、中山間地の耕作放棄地や都市の衰退の問題など、政策ごとにばらばらに取り組んでいるわけですが、ランドスケープを通じて、こういうものをつなげることによってより前向きな解が出てくるのではないかというお話だったかと思います。

「良好なランドスケープの形成」というのが、極めて横断的な概念であるというふうなお話だったかと思います。

ランドスケープの形成というのが、計画全体の目標として、いわば高い理念としての取り上げるテーマになるのではないかといったお話だったかと思います。

実現方策なのですけれども、何らかの制度インフラの話、水と緑のネットワークとの共

通性の話、あるいは見る側、受益者側に立った議論だけではなくて、それを担う側の観点を忘れてはいけないというふうなお話だったかと思います。

最後に10ページなんですけれども、以上のようなご指摘も十分に踏まえ、私どもとして、当専門委員会のこれまでの審議の中間的な取りまとめも図っていかねばいけないと思っておりますし、一方で、国土形成計画は実効性が大変問われる計画ですので、その実効性という観点から、もちろんビジョン性も忘れてはいけないのですけれども、実効性を打ち出していくという観点から、論点としては、10ページにあるような九つの視点をプライオリティ抜きに今のところ考えておりますけれども、これらを深掘りしまして、関係省庁とも十分相談をしながら例えば「森林の国民的経営と選択的管理」といったビジョンを打ち出すときに、実際にどういう玉が出てくるかということを含めてまいりたいと思います。

まず、持続可能な国土管理の考え方をできるだけ明示していかねばいけないと思っておりますのと、実は2. 3. 6. 8. これは特になんですけれども、森林、農地の国民的経営、自然の保全・再生、地域のランドスケープの形成、こういうものに、もちろん国、自治体の役割が大事なのですけれども、多様な主体がいろんな関わり方で参画してくるということですので、これを何らかの形で促進し、いわば公の部分を新たな主体が担う社会的な仕組みなどを構想できないかと思うわけであります。

森林・林業をめぐる様々な状況を踏まえてというのは、様々な状況の中にいろんなものを全部詰め込んでいるのですけれども、林業本体がぜひ活性化して発展してほしいと思っておりますし、一方で適正に管理されない森林の問題、あるいは森林管理にいろんな主体が直接・間接・積極的に参画する部分、それから国民運動の部分、いろんな要素を組み合わせ、何らかのこの構想に関する見取り図を示して、それで関連部局とも連携を図りながら、ここでは言葉で、「魅力的で実現性にも裏打ちされた構想を提案」してまいりたいということでもあります。

農用地についてもしかりと。

都市的土地利用の整序・集約化、このあたりをどう明確に考え方を打ち出していくかということ等々を考えてまいりたいと思います。

最後に国土利用計画なのですが、これは従来、最初の方でご紹介しましたけれども、各土地利用に関する理念的な部分を打ち出すのと、そのような考え方を体現することができ、かつ実現可能な目標やモニタリング指標をいかに開発していくかという問題がまだ残っているということでございます。

ぜひ、これまでのご審議の内容を再確認していただきまして、この際、もう一言ということがございましたら、補足していただきたいのと、乱暴に振り分けておりますので、あまりにも場所が違うということがありましたらご指摘いただきたいのと、それから、こういうことを踏まえまして、深堀していく部分について、我々限られた時間とマンパワーで、かついろんな関係部局との調整の中で打ち出していくものですから、いろいろやっていくのですけれども、今後深めるべきポイントにつきましてご示唆があればということでございます。

ありがとうございました。

○委員長 かなりいろんな内容でわかりにくかった点があるかと思いますが、これまでのこの専門委員会での議論と、上にある計画部会のご意見も一部組み入れて、これから関連部局と具体化するためのいろいろな折衝というか、話し合いを事務局でやられます。そのときの基本的なタームを用意すると10ページのようになる。こういう中にこれまでの議論がうまく組み入れて、これからの施策につながっていきけるような、そういう準備をこれから事務局でしたいということですから、それに関連して、このようなペーパーの枠組みの中で、皆さんのご意見が活かされていくことになるのかどうかという、そういうご意見をぜひいただければと思っております。もし、こういうものも欠けているのではないかとご意見があれば、いただきたいと思っております。

ただ、今日のご意見は当然入ってないですね。

○事務局 入っていません。ちょっと言い忘れたことがありまして、実効性、実効性というふうに申し上げておりますけれども、全国計画の仕上がりの姿がどうなるかというのはまだ私自身はよく見えませんが、全国計画に非常に詳細で具体的な事がいっぱい書かれるということではないというふうにご理解いただいた方が良いでしょう。全国計画では非常に骨太な大きな方向性ですけれども、言いつばなしではなくて、実は玉があるよというふうな、二階建てのものになっていくのだろうということでございます。逆に言えば、玉が出せないものはもう言わないということもあるかもしれませんけれども、そういうふうなものとしてご理解いただければと思っております。

○委員長 いかがでしょうか。

○委員 あまり実効性と絡んだ話ではないのですけれども、並べ方で、私、さっきも言ったのですけれども、気になるところがあると。持続可能な国土というのが一つの命題であるときに、持続性を確保するものは何かということが一番最初に書かないといけないと。

それは安全ということと、多分資源が確保できるということと、それから、環境が保全されているということなのだろうと。大体それはいろんなところに書かれていると思うのですけれども、特に減災というような形に入っているし、環境については、水と緑のネットワークという形に入っています。

それは結構なんですけれども、そうであれば、例えば、現実には、先ほども言いましたように、自然立地、風土、自然立地に応じた形で人間の使い方がうまく応じておれば、風土という形でランドスケープが形成されるのだけど、今は一つ一つ違うから、森林、農用地、都市という形で分けられている。森林のところを見ると、森林経営が破綻しそうだからどうしたらいいのか、農地の方は、農地をこれ以上、圧迫しているのに対してどうしたらいいのか。どこにも、安全とか資源、環境の面で森林が国土の中でこれぐらいの経営がされないと、あるいは面積を占めないと困る。そういう視点がほとんどまだ書けてないですね。農地にしてもそう。森林の場合は、森林経営の持続性だけしか考えてないし、農地の場合には、本来あるべき食料政策の問題について全然踏み込まないで、少し食料危機の場合についても余裕のとした農地経営が重要ですねぐらいの記述でしかすぎないところを、せっかく「持続可能な国土管理」とうたっているのだから、森林と農地と都市というふうなバランスがどうあるべきか。森林は森林で何のために保全しなければいかんのか、農地は農地でどういう目的でどれぐらいを確保しなければいかんのか、都市は都市でどういう形で都市があるべきか、あるいは国土を痛めつけないとか、あるいは国土の発展のために、これぐらいの規模の都市が必要なのだとかというふうな視点が少しまだ書けてないのかなという気がいたしました。それが全体的な枠組みに対するものです。

減災のところなんですけれども、もう一点、違うことなんですけれども、水害に対する防災力は地震に比べて弱いですねという表現があったし、私も言ったかもしれない。地震は、地震が起こるとすぐ、それぞれ個人対応で防災力を発揮しないといけない。個人的に耐震建築を建てるとか、そういうことはあると思うんですけれども、水害は一つ、河川局の行政で堤防をつくったり、ダムつくったりして守る。これしか彼らは考えてないのだけれども、最近は皆さん逃げてくださいよとかというふうな話になってきました。そうすると逃げやすいために、すなわち堤防が破堤したようなときに、人たちが逃げられるようなのは、それに最適なまちづくりがまずないと簡単に逃げなさいと言われても逃げられない。そのまちづくりの仕方は逃げやすいということもあるだろうし、災害の伝播が非常にゆっくりになるとか、そういうような視点がまさにまちづくりの面で減災を支えるべきところ

であるとか、そういった行政の仕組みの中から、どの分をそれぞれの部局でやってもらって、どの部分をまちづくりで分担するのかということ、きちんと減災のところで書かないと、今言いましたように、水害の方はやって来なかったから防災力弱いですね。防災力だけの問題でなくて、防災力というのはコミュニティの問題だけでなく、コミュニティと今までの治水行政を支えていたところの間をまちづくりがやはり支えないといけないと、そういった視点が防災のところで欠けていた。その2点申し上げたいと思います。

○委員長 ちょっと誤解があるかもしれませんが、今日のポイント、最後のペーパーは、項目出しだけで、実際は事務局が今まで出したペーパーがあって、その中で書き込まれている内容とご意見いただいたご意見合わせて、事務局としてはポケットの中に持っていて、この項目について、関連部局といろいろ調整、議論をしていくという、そういうことで理解してよろしいですか。

○事務局 ありがとうございます。資料3-1は、いただいたご意見を取りまとめでありまして、そのきっかけとなった、私どもの提出いたしました論点と合わせていろいろなものと考えていかなければいけないというのと、そうは言いながら、確におっしゃるように、逃げやすいまちづくりですとか、災害の伝わり方がゆるりの土地利用とか、そういったところをもう少し考えていかなければいけないというふうなご指摘かと思えます。

それから、本日の整理は、これまでの議論を振り返るという趣旨で、テーマごとに整理をあえていたしておりますけれども、ご指摘のように、まさに全体を組み合わせでどうバランスさせていくのかとか、そこが本当にサステイナブルなのかという総合の部分これからやってまいりたいと思います。その部分とそれにぶら下がるいろんな具体的な施策が本当に打ち出せるのかというところを調整というよりも、むしろ意見交換しながら、共同でいろんなものを打ち出せるのかどうかという話、二階建てでやってまいりたいと思っております。

○委員 私も批判したわけでは全然なくて、せっかくこういうふうに並べていただいたから、そういう視点が見えるのではないかというご指摘をただけでございます。

○委員 実効性についてというところがございますけれども、一番最後にあるような関係部局と連携のもとで何々ができないかと書いてございますが、いずれの課題も、この3年、4年で顕在化したわけではないと。10年前にも、恐らく下手をすると20年前にもあった問題だとすると、以前の全国計画にもやはりこういう問題意識と、こういうしなければいけないということがあったのではないかと思うわけですね。そうしますと、それらに打ち

出されていた施策がなぜ実行されなかったかというところを少し踏み込んで、なので、このところを克服するためにこうしますという論理が要るのではないかと思います。

今回のまとめで何が新しいか、新しくないのかもしれませんが、私は今読んで思いましたのは、土地を所有する、使用する、居住するといったことに対する責任、環境負荷を周りに及ぼす、下流に及ぼす。あるいは災害リスクを住んでいる人みずからが、実はある程度責任を持っているということに対するメッセージが以前よりはあるのではないかと。そういう土地を所有する、使用する、居住するといったことに対する責任をもう少し官だけに、もしくはどこかに押しつけるのではなくて、その当人が少し自覚すると。そうしていくことによってうまい国土利用はできないかというところが一つの私は軸かなと思いましたので、そういう視点で後ろの方を少し調整していただいて、どういうことができるか、どうなるかというのを書いていただいて、ぜひ、一番最初に書いてありますが、夢が持てる。全員が夢を持てるというのは非常に難しいと思いますけれども、一つの施策が出るわけではないでしょうから、それを見たときにパッと何かがわかると。一つでも良いから、これで、なるほどそうすると、10年後、暮らし良くなるかなと思えるというような計画ができると良いなと思います。コメントです。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 先ほどのお話と重なるところもあるかもしれませんが、ちょっと気になることを申し上げます。持続可能な国土管理をするということ。1ページ目の2のところに、「持続可能な美しい国土」と書いてありますけれども、どうして「美しい」と入るのかというような疑問があります。持続が可能でないから、このままだったら破綻してしまうかもしれないから、だから、持続可能を考えなければいけない。そのときに「たくましい国土」というならわかるんですけども、これを美しい国土、まだ、それだけきれいごとを言うのかというのが一つ。

それから、持続が可能な、先ほどのお話にありましたけれども、持続可能でない、このままだったら危ない、その原因がどこにあるのかということをもうちょっとしっかり考えなければいけないのではないかと。失政があるということ、あえていえば、失政のつけがまわっているということ。それが、例えば、とにかく国内で何でもかんでもつくるのが重要、農地については、そして、農協を育てるのが農水、こういうふうな思い込みがある。そういうことをやってきたと。そして、森林組合を育てることが林政と。そして、人工林をつくるのが尊いと、こういうようなことをやってきた失政というのが明らかにあると思う

んですけども、その失政に至った基本的な認識の違いというのがあるのではないかと  
思うんですね。

例えば、私はたびたび林業のことばかり言って申し訳ありませんけれども、森林政策の  
基本に詰め込み学級みたいな形で学級に人数をどんどんたくさん積み込んで、そしてモヤ  
シを育てる。そしてその中で育たなくなったモヤシを少しずつ間引きしていくという、そ  
れが一番尊いことだというふうに思っているんですね。果たしてそんなことなのか、山林  
をつくるということは。そんな限られた土地に、そこからできるだけたくさんの収奪をし  
ようという、そんなことをしなければいけないのかということと、それとスギ、ヒノキに  
しろ、品質が稠密な目細かな良い材をつくる、それを必要とした、そして、また、それが  
価値を持った時代というのはもう以前の時代だと思うんですけども、だんだん時代が進  
んできた中で、当然やり方も変わらなければいけない。そのあたりの認識の違いがある  
ということを自覚するということがない限り、持続可能なということがなかなかたどり着か  
ないのではないかと心配します。

以上です。

○委員 全体を見ての印象だが、都市はさておいてという構成なのかなという感じがして  
いる。それで、農村の問題などが整理されているわけですが、結局、今の農村で人口が減  
少し労働力が足りない理由の多くは、特に戦後の産業構造の中で形成されてきた都市の性  
格によって、農村地域が規定されているところに求められる。そのことによって農業が維  
持されない。都市を形成してきた今までの産業構造であるとか、これからの都市はどうあ  
るべきなのかという新しいモデルをつくっていくことと対応させることによって初めて  
個々の議論が有機的な意味を持つてくるのだらうと思う。

今までの都市の論理をそのままにして、この項目をやりなさいと言ったら、結局、さっ  
き玉だしの話がありましたが、各部局が今までの論理の中で玉だしをやる。全く同じ構造  
を繰り返すしかない。そうすると農業の生きる道は多分極めて限られるだろう。

以前、申し上げたが、地域の都市構造そのものを変えていくということが組み込まれて  
初めて今回の個々の提案というものが有機的に関わってくる。例えば、6ページの都市的  
土地利用の整序・集約化のところ、「共存」という言葉があるが、今までの都市構造のま  
まで共存すれば、結局農村は都市のために奉仕するという関係でしかない。やはり都市の  
構造そのものが変わることを通じてでない共存ということはあるまいだろうと思う。

○委員長 都市はたまたま私が深く関わっているもので、ここへ来る前に都市計画法、建

築基準法改正の委員会の最終レポートをチェックしてきたのですが、今回の都市計画は、「都市構造改革」という言葉を表に出して制度を改正しようとしています。まさに都市構造づくり自体がこれまでの制度ではいけないのだという、そういう打ち出しをいたします。内容的には、もうしばらくお待ちいただくと出てくると思いますが、まさにおっしゃることと深く関わるような内容が都市計画法改正の中に出てまいりますので、事務局としては、それとの関連を調整しながら、この記述をすることだと思っておりますが、よろしいですね。

○事務局 そのとおりでございます。それから、今、並行して他の専門委員会でもやっております、別の専門委員会で圏域論ですとか、都市論についても検討を進めておまして、どこかの時点で集めていろいろ補完していかなければいけないということだと思いません。だからといって、ここで関係ないということではありませんので、十分にご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○委員 私の周りで最近急速に食の安全と安心に関する研究需要が高まってきてまして、その関係で、ちょっと最近あるファーストフードチェーン店の社長さんとお話しをしたことがあるのですが、そのときに、ちょうど沖委員のところの助手の方が来られて、あんたのところのつくっているハンバーグ1個で、風呂桶何倍分の水使っているんだというような話を牛井とかハンバーグやっているファーストチェーンの社長は大変驚いていましたけれども、そのときに、その人と話をしていましたら、必ずしも従来のような、アメリカから牛肉を輸入し続けるということに対しての要求をずっと出していくという感じではなくて、自分はアメリカから来なくなった状態を今想定して新たな仕組みを組み立て直している。

そのときに、中国というのは必ずしも安全性ということで保証できないということで、今オーストラリアにしているんだけれども、これについて根本的に再検討するということももしかしたら必要なかもしれないというのは自分の頭の中に入っているということなんです。

つまり何を言いたいかという、もしかしたら、そういう産業がかなり根本的に食の安全性をめぐって大胆な政策転換を遂げれば、これは日本の食料自給率だとか、そういうものが大きく変わってくる可能性があるわけですね。まして、例えばある種の画一的な食の文化というものをもたらしたものが、そうでないところに展開するという可能性も実は別の、これはファーストフードチェーン店ではなくて、むしろ日本の国産の素材でもって流通を広げていこうという会社の専務さんからも話が出ているのですけれども、つまり何が

言いたいかという、ここでいう農業というのは、いわゆる従来農業生産者の視点で、農地をどうやっていくかという話を中心で、しかし、消費者というところだと、今度は議論が国土計画論的でなくなるという話があるわけですが、例えばファーストフードをめぐる大きな立地戦略みたいなものが海外からの資源、国産の農産物、こういうものをめぐって、特に食の安全性、例えば鳥インフルエンザとかBSEとか、そういうようなものをめぐって大きく転換するということは大いにあり得るわけで、そのときに今こういう、いわゆる生産者に立脚した農業論だけで良いのかどうか、さっきから見ているんですけど、少し弱いのではないかなと。別にそのこと自体を問題にすることではありませんけれども、これは、例えば地球環境政策そのものがこの議論ではないけれども、例えば温暖化政策の地域的ないわば役割を考えたときに、それは国土計画になるというふうな意味合いで、輸出入の議論が海外の国土が、つまり隠れた国土との関係で決まってきた。そこが安全性の問題が関与して、どういうふうに大きく変わるのかというようなことを議論することは、基本的には今のような話は国土計画論的なのではないかと思うんですけども、そこいらはあまり先々のことで、これから大きく変わるような、そういうことも想定されるにもかかわらず、そんなことあまりほとんど関係ないというような書き方だとちょっと困るのではないかとも思いましたので、あえて申し上げさせていただきました。

○委員長 災害の議論の中では森が伐られ、水田がなくなったりして、水の滋養ができてこない。結果的にいろんな被害が国民に及ぼす。さかのぼって森林の話とか、いろいろ議論が出ているわけですが、最後は国民の安全性が根っこにある課題ですから、もしそういう議論の立て方をするとすると、食の安全も場合によっては一つの考え得る要素と考えられる。今まではあまり大きな柱でなかったが。今までは国土というと、安全性という意味では災害の議論しかやってこなかったけど、もし、ここで食料の話をするのだとすると、今のような話も一つの要素としてつけ加えていくというような判断は考え方としてあり得るような気もするのですけれども、いかがですか。

○事務局 現在の生産者の生産の仕組みを必ずしも過度に前提としてはいけないといったご指摘だったと理解しておりまして、その意味でそのとおりだと私も思っています。あまり先走った議論ばかりしてもいかんのかもしれませんけれども、現在の生産のシステム自体がどう変革していくのかという中に安全の問題も当然入ってくるだろうなど。それから、生産の仕組みそのものが変革していく中で、一方で耕作放棄地の問題、それに限らず、生産、消費のサイクルの中に市民がどうもっと参画してくるかとかという問題を総合的に

とらえた上で、国民的な経営というもののコンセプトをどう出していくのか、あまり要領得ませんけれども、考えてまいりたいと思います。

それから、ご参考なのですけれども、言いわけではないのですけれども、資料3-2の7ページで、「戦略産業としての農業の可能性」という観点から、生産の仕組みはどう変わっていくのか、あるいはどういうふうな要素が入ってくるのかということもしっかりと検討してまいりたいと思っております。特に国民の食の高級化、多様化により、安全性に対する要請が高まっているとか、無農薬、減農薬栽培とか、そういうふうなニーズにつきましても要素としてしっかりと織り込んで検討していかなければいけないと考えております。以上です。

○委員長 先ほど「美しい国土」という議論がなぜかという話がありましたけれども、美しい国土というのはある意味では国土計画の一つの大きな柱の言葉のですね。ですから、ここで恐らく出てきているのだと思いますけれども、最近「美しい国土」に併せて「安全・安心」という議論が柱として出てきておりますので、それも含めて議論すると視野がもう少し広がった議論ができて、国民的経営の中に、以前ソフトな議論が必要ではないかという意味では恐らく入ってくる領域ではないかと私も思います。事務局で何かありますか。

○事務局 ありがとうございます。「美しい」につきまして「たくましい」というお話がありましたけれども、ぜひ参考にしていきたいと思いますのと、美しいも恐らく箱庭的なちまちました美しさということをももちろん超えて、そこにたくましさもしっかり裏打ちされた美しさということになってくるのだろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。時間が過ぎているのですが、いかがでしょうか。重ねてご意見もしあれば、どうぞ。

○委員 今日のポイントのところ、森林、農用地、都市と分けて書くのは、やっぱり書くのだろうなという気はするのですが、私たちのテーマである「持続可能性」とか「循環」とかというのを考えると、それぞれのところが閉じた系ではなくて、お互いにいろいろつながっていますので、開放的な系であるということをごどこかに明確に書き込んで、便宜的にこう書きましたというなトーンにしていただきたいと思っております。

○委員長 今日のご議論はまさにそういう議論でしたので、最初に「持続可能性」の議論をするときに、そういうフレーズをぜひ入れていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。すいません、お帰りの方があると思いますので、あまり時間を延長するのはよろしくないと思いますので、できれば、この辺で終わらせていただきたいと思いますが、併せて事務局から何かご報告がございますでしょうか。

○事務局 本日はどうもありがとうございました。

お手元にありますけれども、「インターネットでつくる国土計画」というチラシをお手元に届けております。このようなことを始めておりますので、ご参考にしていただければと思います。

次回の専門委員会は12月16日（金曜日）の4時からでございます。場所は本日と同じ3号館11階共用会議室でございます。議事録につきまして、いつものように、先生方のご了解を得てから公表したいと考えております。

今、追加でお配りしましたけれども、小林委員長とご相談しながら、年度末までのスケジュールにつきまして、今のところこんな方向で考えていますけれども、これも確定ではもちろんございませんので、十分相談してまいりたいと思います。

○委員長 確定の部分もあるのですか。

○事務局 確定の部分は計画部会の方です。

○委員長 次々回は確定でしょう。

○事務局 失礼しました。2月17、18日、これは前回も申し上げましたが、後藤市長にご無理をお願いしまして臼杵市におきまして委員会を開催させていただくということでご案内をしております。一泊させていただきまして、私たちがこの委員会で議論させていただいているようなことが、現場でどのような具体的な取り組みとなっているか、あるいは逆の部分がどうなのかというふうなところなどを含めて見学させていただければと思っております。

回数の頻度がかなり落ちます。申し上げましたように、委員会の方は少しペース落としていただきまして、いろんな部局と突っ込んだ意見交換をしてまいりたいと思っております。

それから、2月には第7回計画部会におきまして、当専門委員会からの報告をさせていただくこととなりますので、このあたりもどのような報告になるのか、小林委員長にまたご相談してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○委員長 すいません、そういう意味では、第7回の報告は、今日までのご議論をベース

に、事務局と私で相談させていただいて、併せて第6回でも少し意見交換できますよね。

○事務局 はい。それから、12月16日も含めまして、まだ時間ございますので、できるだけ12月16日に7回の報告ぶりにつきましてご相談できるように考えたいと思っております。

○委員長 6回でも、現地見学が中心ですけど、併せてできたら少しリラックスした形でご議論できればと思っておりますので、多くの方に参加いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひします。

では、これで専門委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 どうもありがとうございました。